

## 特別寄稿

# 診療情報の開示について

浜松赤十字病院 医事課

青島由佳, 森竹龍彦, 鈴木哲也, 山岸真弓, 川村恭子

同 内科

寺田総一郎

### Key words

開示, 診療情報

## I. 緒 言

今日, 医療は, 「診てやる医療」から「診せていただく医療」へと変貌を遂げた。権威主義的に基づく医療は崩壊し, 患者の自己決定権の保証, 患者の自分の受けている医療内容について知る権利が主張され, 自己の診療情報を開示してほしいと求める患者の声は, 次第に高まってきている。

## II. 背 景

1960年代 米国において, 社会的活動全般に対する情報公開を求める運動が, 医療界へ波及する。

1981年 リスボン宣言にて, 世界医師会は, インフォームド・コンセント論理を承認する。

1995年 バリ島宣言にて, 診療記録, 情報請求権を患者の基本的権利として認める。

「患者は自分自身の決定を行う上で必要とされる情報を得る権利がある」<sup>1)</sup>

## III. 用語の定義

### 1. 開示

当事者に診療記録の閲覧複写等を認めることであり, 公開とは異なる。<sup>1)</sup>

なお, 公開とは, 診療ガイドラインや, 治療

のアウトカム等についての情報を, 学会や病院等が公表することにより, 医療の状況を社会に示すものである。<sup>2)</sup>

### 2. 診療情報

記録内に含まれる患者に関する主観的, 客観的情報(内容)を指す。

### 3. 診療情報の提供

必ずしも診療記録の開示を意味するものではなく, そのひとつの形として, 診療記録の開示がある。

### 4. 要約書(サマリー)

診療記録の主要内容を簡略にまとめたものであり, 内容を新たに解説したり, 説明する部分をもつ文書ではない<sup>1)</sup>。

## IV. 診療記録とは

ここで改めて診療記録とは, また, 何のために記録を残すのか考えてみたい。記録は, その場限りのものではなく, また, 記録の作成者のみだけがその内容を理解できればよいというものでもない。

診療記録とは, 狭義では, 医師法第24条での医師の記載する診療録を指すが, 広義では, それに加えて看護記録, 服薬指導記録, リハビリテーション記録等, 診療の過程で患者の身体状況, 病状等について作成された書面, 電子情報化記録, 画像等の記録一切を含む<sup>1)</sup>。

また, 記録とは, 記録の発生源である患者から得た情報を適正な方法により情報共有を行いながら, 次に引き継ぐための手段である<sup>3)</sup>。

## V. 開示状況

当院においても、平成13年4月1日から「診療情報の提供に関する指針」が施行され、それに基づき開示を行うようになった。

1. 開示申請件数 : 7件  
(平成15年12月12日現在)  
〔申請者内訳〕
  - ・本人 : 6件
  - ・親権者 : 1件
2. 開示件数 : 5件
  - ・その他 : 2件
  - 〔内, 1件申請者から取り下げ.  
1件開示手続き中.
3. 開示申請理由
  - ・医療に参加するのに必要な情報を得るため(文言どおり).
  - ・診療に対する疑問があるため.
  - ・今後の診療に活かすため.
  - ・他の医療機関へ転院するのに必要な情報を得るため.
4. 開示内容
  - 1) 閲覧 : 5件/5件
  - 2) 口頭による説明 : 3件/5件
  - 3) 写しの交付 : 2件/5件
  - 4) 要約書の交付 : 1件/5件

## VI. 考 察

診療情報管理士と患者との接点は、唯一診療録である。原則的に、診療情報管理士自身が診療記録を記載することはないが、診療記録を業務として取り扱う極めて特異的な立場にあると感じる。

また、開示が申請されることにより、診療録は

客観的に評価される。

しかし、万が一にも記録に欠落している部分や不備があれば、悪い事例として教育的材料となり、病院の診療情報管理に大きな影響を与えると思われる。

また、医療従事者に求められる大切なことは、人間としての良識とプロとしての経験に基づいた、正確で分かりやすい診療情報の説明であり、患者と一体となった医療の実践である。

その一方、患者側は、診療記録は自分のものであるのに、何故、開示を求める際に、病院の許可を得る必要があるのか等、診療記録は自己のものという認識が高く、また、テレビや新聞等マスメディアによる医療情報の氾濫は、片寄った知識や誤った認識を患者に与え、結果として適正な医療の妨げとなる危険性を有していると思われる。

## VII. 結 語

診療情報の開示に際しては、十分なインフォームド・コンセントと共に、必要事項を漏れなく診療録へ記載するよう医療従事者へ啓蒙を図ると共に、診療情報管理体制の充実が不可欠であると思われる。

## 文 献

- 1) 木村明. わが国に於ける診療情報開示の現状と問題点. 診療録管理 1999; 11: 25-26.
- 2) 長谷川友紀. 医療情報開示の法制化問題に関わった立場から. 診療録管理 2003; 15: 63.
- 3) 秋岡美登恵. 診療情報管理士の立場から. 診療録管理 2003; 15: 67.